

意見陳述書

2015（平成27）年1月23日

佐賀地方裁判所民事部合議2係 御中

原告 大石 利生

1 はじめに

私は、会員7000名を超える水俣病の被害者団体、「水俣病不知火患者会」の会長を務める者です。2011年に和解によって終結した、ノーモア・ミナマタ訴訟の元原告団長でもあります。

私が原告団長を務めたノーモア・ミナマタ訴訟は、2011年、国・熊本県・加害企業チッソとの間で和解成立を迎えました。しかし、その後も被害救済を求めて6万5000人もの人々が水俣病特別措置法に申請をしたところ、その多くが、行政の不当な線引きによって切り捨てられることとなりました。そのため、これらの取り残された被害者らが新たな原告となって、ノーモア・ミナマタ第2次訴訟を提起し、私も彼らとともに、いま現在も司法の場で闘っています。

私は、福島第一原発事故と水俣病とが、被害者の置かれた状況や加害構造、その他あらゆる面で共通していると感じています。そこで、まず始めに、水俣病の歴史と、水俣病被害者の一人である私自身のことについて、少し話をさせて下さい。

2 私の被害体験と水俣病の歴史

私は、1940（昭和15）年、熊本県水俣市に生まれました。

豊かな不知火海に面した地域に住む私たち住民は、不知火海産の魚介類を、知り合いの漁師から分けてもらったり、行商人から買ったり、自ら海岸へ行って貝を掘ったりして、毎日食べていました。それが、メチル水銀

によって濃厚に汚染された魚介類であるとも知らずにです。

メチル水銀が体内に入り、水俣病になると、手足のしびれや頭痛、疲労、ふらつき、こむら返りなど、外見からはすぐに判断できない症状に悩まされます。私自身、若い頃からそうした症状に悩まされ、満足に仕事をすることもできませんでした。

また、感覚が失われているために、身体を傷つけられても痛みを感じる事ができません。30歳の頃、私は、夜に自動車を運転していて田んぼに転落する事故を起こし、窓ガラスの破片が足の土踏まずから足の甲にかけて突き抜ける大怪我をしました。しかし、私は、自分の足に明かりを当ててみるまで、怪我をしていることに気づかず、ガラスが突き刺さったままの状態歩き回っていたのです。

私は、熱さに対する感覚も極端に鈍く、熱湯に手を突っ込んでやけどをしても気付けませんし、味覚も鈍っているため、どんな料理をご馳走になっても、本心から「美味しかった」と言うことができません。人並みに痛みや熱さ、味を感じ取れるようになりたいと思い悩み、ハサミの刃を自分の腕に突き立てて傷を付けたこともありました。

一見して健康な人と見分けがつきにくいかもしれませんが、私たちはこのように、水俣病の症状に苦しみながら今も暮らしているのです。

この水俣病の問題に関しては、多くの被害者が立ち上がり、これまで何度も裁判が行われてきました。国や県、加害企業チッソは、最初のうちは、自分たちに賠償責任はないと主張し続けていました。しかし、加害責任ありとの司法判断が確定した後は、できる限り被害を矮小化することへと方針転換し、たくさんの被害者を切り捨てて、責任逃れを図り続けています。

3 ミナマタと同じ道を辿るフクシマ

3. 1 1 の福島第一原発事故の発生をきっかけに、私は、水俣病の問題と原発の問題とを重ね合わせて捉えるようになりました。

私は、福島第一原発事故の発生を、羽田から熊本空港へ戻った際、空港のテレビで観て初めて知りました。そして、自宅に戻り、事故の様子を改めてテレビで観た時、事故による被害がどこまで広がるのか不安に思うと同時に、直感的に、「これは水俣病と全く同じだ」と思いました。これは、国策によって企業を守り、市民の生活の安全を軽視した結果、起こるべくして起こった人災であり、今後国は、水俣病のときと同様に、この被害の実態を隠して、被害者を放置し続けるのではないか。私はそのようなことを強く懸念したのです。

水俣病は、公式確認から59年が経過し、数々の司法判断を経ても、未だに全面解決がなされていません。国は、被害者を放置するにとどまらず、ここまで解決を先延ばしにしてきた自らの責任を棚に上げて、メチル水銀に曝露したことを示す資料を出せと、何十年も前の証拠を要求して、被害者救済の妨げをしています。私たち水俣病被害者は、長年にわたり団結して闘いを続けてきましたが、その多くがいまや高齢になり、あとどのくらい時間が残されているか分からないという方も少なくありません。

一方、福島第一原発事故の発生から、まもなく4年を迎えようとしていますが、被害の全貌は明らかになっておらず、国は、すべての被害者の救済に向けた取り組みをする様子を全く見せていません。広島・長崎への原爆投下やチェルノブイリ原発事故などを経て、放射能汚染の恐ろしさや原発の危険性を十分知り得たはずであるのに、根本的な解決策・救済策も検討せず、原発事故という最悪の事態が起きたことを国民の記憶から消し去り、何事もなかったかのように原発再稼働に向けてエネルギーを注いでいます。

私たち水俣病被害者も、原発事故の被害者も、たとえどれだけ賠償金を支払われても、一度被害に遭ってしまった以上、健康な身体や昔の平穏な生活を完全に取り戻すことはもう叶わないのです。それなのに、国と企業

は、私たち被害者の声を聞かず、最低限の賠償責任すら果たそうとしません。

数々の公害訴訟において責任を問われてもその姿勢を全く改めず、このように被害者を放置し続けている国と企業には、いつまで経っても憤りを抑えることができません。

4 裁判にかけた願い

私を含む水俣病被害者は、何十年も前から変わらず水俣病の症状に悩まされ、人並みに痛みや熱さ、味を感じ、自由に動ける健康な身体で暮らすことがもはや叶わないのだという苦しみを抱えています。それと同じように、原発事故の被害者の方たちは今、慣れない避難生活での心労、家族や友人たちとの生活を奪われた悲しみ、放射線への恐怖などを抱え、故郷での平穏な生活を取り戻すことが叶わないという苦しみを抱えています。時が経つにつれて、放射線の人体への影響も一層明らかになってくるでしょう。それにもかかわらず、国や電力会社は、彼らのことを、私たち水俣病被害者と同じように切り捨て、声も上げられずに悩み苦しみながら亡くなってゆくのを待つつもりなのではないでしょうか。

しかし、公害問題の原点ともいえるべき水俣病の問題を通して、国や企業は知ったはずですが。どんな手段で責任逃れを図ったとしても、私たち被害者は、加害者がその責任を真摯に受け止め、しかるべき賠償を行い、同じような過ちを繰り返さないと約束するその日まで、何十年かけてでも闘いの手を止めないということを知ったはずですが。

安倍首相は、一昨年の水俣条約会議で、「水銀による被害を克服した我々」という言い方をしました。さらに、オリンピック招致のためのプレゼンテーションの場では、「(福島第一原発の汚染水の)状況はコントロールされている」ということを言いました。私は、被害救済の妨げをしておきながら、外面では公害問題を克服した国の代表であるかのように装う発言に耳

を疑います。私たち被害者は、あの言葉を決して忘れず、今後も一枚岩の団結で闘いを続ける所存です。

裁判所も長年にわたる闘いの中で、加害者にしかるべき責任を取らせる判断を下し、司法としての重要な役目を果たしてきました。一部の者の利益のために多くの人を犠牲にすることは、法的にも道理的にも断じて許されないとの判断を、法廷の場で繰り返し示してきてくれました。しかし、残念ながら、過去の原発差止の裁判に関しては、なかなかそのような司法判断を得られなかったようです。

今回私が強調したいのは、一度生じてしまった被害は完全に回復できないということ、被害はいつまでも続くということです。私たち水俣病被害者にとっては、たとえ賠償金を受け取っても、水俣病の症状を抱えて生きていかなければならない現実は、何ら変わりません。原発事故の被害者の方たちもそうです。いくらお金を支払われたところで、家族や友人との生活、生まれ育った地域での平穏な生活を奪われてしまったという事実を、なかったことにはできないのです。だからこそ、実際に被害を受けた方たちの痛みを知るとともに、被害をこれ以上生み出さないためにはどうすべきなのかを真剣に考え、行動するということが、何より重要です。

今、国と電力会社とは、原発が多く犠牲者を生み出すことを承知の上で、その再稼働に踏み切ろうとしています。ここで裁判所に委ねられる判断は、新たに多くの被害者を生み出すことの是非、これに尽きるのではないのでしょうか。

私は、水俣病の裁判を闘ってきた被害者の一人として、この原発訴訟においてもしかるべき判断がなされることを切に願い、原告となりました。私たちとその子孫一人一人の生活と命が懸かっています。その重みを受け止めて、どうか揺るぎない判断をしていただきたいと思います。